

# 三井鉱山株式会社株式の譲渡について

平成 17 年 3 月 16 日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者の株式の譲渡を決定しました。

1. 対象事業者の氏名又は名称  
三井鉱山株式会社

## 2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 15 年 10 月 31 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。同年 12 月 10 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行い、平成 16 年 2 月には減増資が実行されました。その後機構は、対象事業者の事業再生を進めるとともに、合わせて株式譲渡のためのプロセスを進め、今般譲渡の決定にいたったものです。なお、本決定を受けて、ただちに譲渡先との間で株式譲渡契約を締結し、本年 3 月末に株式の譲渡を実行する予定です。

## 3. 出資額等

機構は、対象事業者に対し、額面合計 200 億円（対普通株式 100 億円、対 A 種優先株式 100 億円）の債権の現物出資（D E S）により、発行済株式数の 52%（議決権割合 52%）に当たる普通株式及び A 種優先株式の全てを取得していました。

今般、このうち発行済株式数の 33%（議決権割合 33%）に当たる普通株式（当初出資額 63 億円相当）及び A 種優先株式の全てを譲渡するものです。

今回の譲渡により、機構に残る株式は、発行済株式数の 19%（議決権割合 19%）に当たる普通株式（当初出資額 37 億円相当）となります。

4. 主務大臣の意見  
意見なし

## 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階  
株式会社産業再生機構 企画調整室  
電話番号 03-6212-6437